

尾道市物品購入等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する物品製造の請負、買入れ等、処分又は業務の委託（建設関連業務を除く。）（以下「物品購入等」という。）の指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の指名等について必要な事項を定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 物品購入等の指名業者の選定については、尾道市物品購入等競争入札参加資格審査規程（昭和55年訓令第4号）により審査を経て指名競争入札の参加者の資格を有する者（以下「適格者」という。）のうちから選定するもとする。

2 指名業者の選定に際しては、原則として市内業者を優先するものとする。ただし、必要に応じて県内業者、県外業者の順に選定することができる。

(指名業者選定)

第3条 指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 指名及び信用の状況
- (4) 官公庁等における契約実績
- (5) 当該契約履行に対する地理的条件
- (6) 当該契約履行についての専門性及び技術的適性
- (7) 許認可等の有無

(指名業者数)

第4条 指名業者の数は、予定価格（同時に契約しようとする金額の合計額をいう。）に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 物品供給等

予定価格の範囲	指名業者数
50万円以上150万円未満	4者以上
150万円以上500万円未満	6者以上
500万円以上2,000万円未満	7者以上
2,000万円以上	8者以上

(2) 業務委託等

予定価格の範囲	指名業者数
50万円以上100万円未満	4者以上
100万円以上500万円未満	5者以上
500万円以上	6者以上

(選定の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する物品購入等について特に必要と認めた場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、適格者以外の者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術又は経験を必要とする場合
- (2) 災害その他の理由により緊急を要する場合
- (3) 適格者から選定できない場合
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合

(中小企業への配慮)

第6条 指名業者の選定に際しては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

(随意契約への準用)

第7条 第2条、第3条及び前条の規定は、随意契約により業者を選定する場合に準用する。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号、第2号又は第5号の規定により随意契約を締結する場合において、市長が特に必要と認める場合にあっては、第2条第1項の規定を準用しないことができる。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年2月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、令和7年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。